

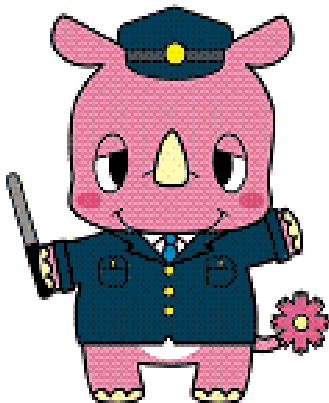
印西市暴力団排除条例が施行されました。



市民の皆様の平穏な生活と、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、「印西市暴力団排除条例」が平成24年4月1日に施行されました。
社会全体での暴力団排除を推進していきましょう。

1 条例の趣旨

印西市暴力団排除条例は、市民の皆様の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関する基本理念や基本的施策、暴力団の排除のための必要事項等を定めて、社会全体での暴力団の排除を推進するための条例です。



この条例で定めている事項は、市民や事業者の皆様が暴力団から不当な要求を受けたときなどに、要求を拒んでいただくための後ろ盾にもなるものです。

2 条例の概要

第一章 総則（第1条から第7条）

第一章では、条例の目的、暴力団の排除についての基本理念、市、市民、事業者の責務等を定めています。

基本理念

基本理念は、社会全体として、暴力団の悪質な実態を認識し、

「暴力団を恐れないこと」

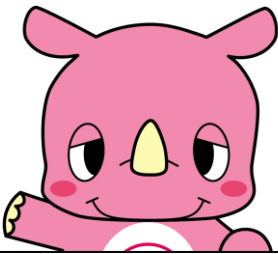
「暴力団に対して資金を提供しないこと」

「暴力団を利用しないこと」

を基本に暴力団の排除を推進することなどを掲げ、本条例に基づく暴力団の排除の方向性を示すものとなります。



市民・事業者の責務



印西市暴力団排除条例
平成24年4月1日施行

市民や事業者の皆様のご理解・ご協力が、暴力団の排除のための大きな力となります。暴力団員からの不当な要求(用心棒料など)に屈することなく、困ったときは市(42-5111)又は警察(42-0110)に相談にきてください!!

市は、その責務として暴力団の排除に関する総合的な施策の推進に努めていきます。また、市民・事業者の皆様は、自主的に暴力団の排除に取り組むことや市の施策へ協力することのほか、

- 暴力団員等による不当な要求を排除するための措置と
- 暴力団排除するための情報提供することに努める内容となっています。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第8条から第15条）

暴力団の排除に関する施策としては、市が推進体制を整備するとともに、公共工事その他の市の事務事業等から暴力団を排除するための措置を講じることとしています。

市民及び事業者に対する支援

市は、県又は市の区域を管轄する警察署などと連携を図り、市民、事業者及び関係団体が自主的に、かつ、相互に連携及び協力して暴力団排除の取り組みができるように、情報の提供などの支援を行うものとします。

市民・事業者の責務

市民等から**情報提供**

市民等から相談

市（市民安全課）42-5111
印西警察（刑事課）42-0110

千葉県暴力追放運動推進センター
相談電話 043-254-8930
フリーダイヤル 0120-089354

広報及び啓発

市は、暴力団排除の推進について、市民、事業者及び関係団体の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとします。

少年の健全な育成を図るための措置



市は、学校等において、暴力団排除の重要性、暴力団への加入防止及び暴力団員などによる犯罪被害防止についての教育が行われるよう、適切な措置を講ずるものとします。

利益供与の禁止

市民及び事業者は、暴力団の威力を利用する目的や暴力団の威力を利用したことの代償としての利益供与をしてはならないものとします。

又、市民及び事業者は、暴力団の活動や暴力団の運営に協力する目的で、相当の対償のない利益供与をしてはならないものとします。



※参 考

禁止される「利益供与」の例

- 襲名披露のパーティ等、暴力団の会合のために会場を提供すること
- 暴力団員が関わっている企業に利益を与えるような取引をすること
- 暴力団事務所であることを認識した上で、暴力団事務所の各種工事を請負うこと
- 各種トラブル解消のために、暴力団を利用し金銭を支払うこと

上記以外にも、暴力団に利益を与えたり、暴力団を利用する行為、暴力団の活動を助けたり、運営に役立つ行為は禁止となります。